

## 志布志市 生活騒音防止に関する配慮すべき指針

### (目的)

第1条 この指針は、日常生活に伴って発生する騒音を防止し、地域の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (配慮等)

第2条 市民は、必要に応じて次のような配慮等を行なうものとする。

また、生活騒音の問題が生じた時は、相互の理解を深めつつ、当事者同士の話し合いにより解決に努めるものとする。

市長は、市民自らの配慮と地域での相互協力が円滑に促進されるよう、必要な支援を行なうものとする。

#### (1) 家庭用機器

ルームエアコンディショナー、電気洗濯機、電気掃除機、家庭用給湯器等の家庭用機器は、日常の手入れ及び定期点検を行うよう努める。特にルームエアコンディショナー室外機、家庭用給湯器等屋外に設置する家庭用機器は、低騒音型の機器を選定するよう努め、また隣家から可能な限り離して設置し、場合によっては防音壁を設置する等の配慮をする。

#### (2) 音響機器

ピアノ、ステレオセット、カラオケセット等の音響機器の使用は、音量の調整、ヘッドホンの使用等により極力音が外部に漏れないよう努め、演奏時間及び使用時間に注意を払う等の配慮をする。

#### (3) その他

ア 自動車のアイドリングは最小限にとどめ、早朝及び深夜の自動車のアイドリング、ブロワーによる掃除等は極力行わない。

イ 集合住宅においてフローリングを施工する場合は、床材は防音効果の高い材質を使用するよう努め、適切な方法により施工する。

ウ 人声、ペット、使用することによって音の発生する機器その他市民生活に関わって発生する音について、近隣に配慮する。

#### (4) 防止指針値

生活騒音を防止するため、目安となる指針値を別表に定める。

別表 目安となる指針値（単位：dB）

地域	時間	8時から18時まで	6時から8時まで及び 18時から23時まで	23時から6時まで
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域		50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 その他の地域		55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65	60	50
工業地域		70	65	55

備考

- 1 騒音の測定地点は、騒音を受ける者が居住する住居等の敷地の境界線とする。
- 2 騒音の測定方法は、等価標準レベルとする。

（相互理解）

第3条 生活騒音の問題が生じた時は、相互の理解を深めつつ、当事者同士の話し合いにより解決に努めるものとする。

- 2 市長は、市民自らの配慮及び地域での相互協力が円滑に促進されるよう、必要な支援を行なうものとする。

附 則

この指針は、令和4年2月1日から施行する。